

犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられています。

平成十二年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになりましたが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていません。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いています。

以上のことは、司法制度上、被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急には是正されなければなりません。

よって、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請いたします。

記

- 一 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 二 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成十六年六月二十九日

土佐市議会議長 山脇 義人

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長

警察庁長官

様



## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化に一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに、多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、加害者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月24日

高知県須崎市議会議長 高橋 未秋

衆議院議長	河野 洋平	様
参議院議長	倉田 寛之	様
内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	麻生 太郎	様
法務大臣	野沢 太三	様
国家公安委員長	小野 清子	様
検事総長	原田 明夫	様
警察庁長官	佐藤 英彦	様

## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途を辿っている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に制定された犯罪被害者保護関連二法により、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問・証拠の提出・被告人への質問や反論など、犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪被害者やその家族が加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならないことも、大きな負担となっている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国においては、犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充のため、以下の事項を早急に実現するよう強く要請するものである。

### 記

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯訴訟の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月23日

中 村 市 議 会

### 《提出先》

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
国家公安委員長

平成16年6月26日

土佐清水市議会議長 遠近 菊男

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
総務大臣	麻生太郎様
法務大臣	野沢太三様
国家公安委員会委員長	小野清子様
検事総長	松尾邦弘様
警察庁長官	佐藤英彦様

## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被害者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、土佐清水市議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いっている。

以上のことは、司法制度上、被害者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、宿毛市議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

平成16年6月21日

宿毛市議会議長 西 郷 典 生



衆議院議長	河	野	洋	平	殿	
参議院議長	倉	田	寛	之	殿	
内閣総理大臣	小	泉	純	一	郎	殿
総務大臣	麻	生	太	郎	殿	
法務大臣	野	沢	太	三	殿	
国家公安委員長	小	野	清	子	殿	
警察庁長官	佐	藤	英	彦	殿	

本定例会では、6月18日の本会議において、次の3件の意見書を可決し内閣総理大臣など関係機関にその実現方を要望しました。

## 【意見書】

議 案 第1号 発議案 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

警察庁が取りまとめた平成15年の犯罪情勢によると、平成8年以降7年連続で戦後最多を記録していた刑法犯の認知件数は歯止めがかかったものの、殺人、強盗などの重要犯罪の認知件数は平成11年以降急増しており、日々平穩に暮らす一県民が突然理不尽な犯罪の被害者やその家族の立場になる可能性が高まっている。

こうした中、我が国の司法制度においては、被疑者や被告人の人権は十分に保護される一方、平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者や被害者家族に対する人権保護が前進したものの未だ十分とは言えず、被害者や家族は肉体的、精神的、経済的に多大な負担を強いられている。

刑事司法は公の秩序維持を目的とすることは当然であるが、同時に被害者のために存在するものでなければならない。

よって、国におかれては、犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

愛媛県議会

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、わが国では犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者とその家族は大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、極めて不公平な扱いが行われていると言っても過言ではありません。

国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活保障・精神的支援などの被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務であります。

よって国におかれては、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要望します。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4 被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成16年6月 日

太宰府市議会議長 村山弘行

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
総務大臣	麻生太郎様
法務大臣	野沢太三様
国家公安委員長	小野清子様
警察庁長官	佐藤英彦様



意見書第 4 号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成16年6月17日

太宰府市議会議長 村山弘行様

提出者 太宰府市議会議員 佐伯 修

賛成者 太宰府市議会議員 岡部 茂夫  
" " 武藤 哲志  
" " 福廣 和美  
" " 安部 陽  
" " 清水 章一  
" " 小柳 道枝  
" " 山路 一恵  
" " 渡邊 美穂  
" " 不老 光幸

理由

犯罪被害者の権利を認め、医療と生活保障、精神的支援など被害回復制度の拡充を求めるため。

## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書（案）

本県の凶悪犯罪の事例を始めとして、我が国では、年々犯罪被害が増加し、その内容も凶悪化と低年齢化の一途をたどっている。こうした中、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から好奇と偏見の目にさらされ、正当な援助を十分受けることなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護二法が制定されたことにより、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の一部の閲覧が認められるようになったが、刑事司法は被害者のためにあるのではないという誤った考え方の下、依然として、刑事手続上の当事者としての地位を認められず、加害者が被害者を誹謗中傷しても、それに対して自ら当事者として真相を解明するための訴訟行為をする資格は与えられていない。

また、犯罪被害者が損害賠償請求をする際、刑事訴訟と民事訴訟を併合して審理する制度は、昭和24年に廃止されて久しく復活されることもないままであり、別途に損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない立場に置かれているが、これも、被害者に対して無用に多大の負担を強いている。

このような現状は、加害者に対して保障された各種の人権やそのための行政的な各種の施策と比較して、著しく公平を欠いたものである。

さらに、現行破産法においては故意または重大な過失による犯罪行為により人の生命または身体を害する結果があっても、容易に免責を受けられることとされており、このような現状は早期に改められなければならない。

よって、長崎県議会は、国に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できる法制度を創設すること
- 2 犯罪被害者が刑事手続に付帯して民事上の損害賠償請求を求めることのできる付帯私訴の制度を確立すること
- 3 故意または重大な過失による犯罪行為により、人の生命または身体を害する結果を生じた場合等における不法行為に基づく債務について、破産による免責がされないよう法整備をはかること
- 4 その他、犯罪被害者に対する十分な支援施策があまねく我が国全体に行き渡るよう所要の法整備に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月22日

長 崎 県 議 会

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。このような現状のなか、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、時には偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

一方、加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費等から国選弁護報酬費まで、高額な費用を国が公費で負担している。

平成12年5月に、犯罪被害者保護関連法が制定され、被害者の権利行使について、一定の前進は見られるものの、未だ十分なものとはいえない。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、一方的に加害者の人権だけが保護される不公平な扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日

島原市議会

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきました。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる保護三法が制定されるなど一定の前進が見られましたが、部分的な改善にとどまっています。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあつて、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となっております。

よって、政府におかれては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、被害回復のための法的、経済的、精神的な支援制度を抜本的に拡充するとともに、刑事訴訟手続に参加する制度等について早急に検討するなど、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて全力を尽くされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月30日

佐世保市議会議長

野田郁雄

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされています。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられています。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、犯罪被害者保護関連三法が制定されるなど一定の前進が見られましたが、部分的な改善にとどまっています。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあつて、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となっています。

よつて、国におかれましては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から下記の措置を講じられますよう強く要望します。

### 記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年9月24日

長 崎 県 松 浦 市 議 会

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれない程の痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

さらに、現行の破産法では悪意で加えた不法行為に基づく債務のみが免責されないこととなっており、このことが犯罪被害者の被害回復に大きな妨げとなっている。

国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、次の事項を早急に実現するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 3 故意または重大な過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日

長崎県北松浦郡 世知原町議会

あすの会

送信者: "大村市議会事務局" <gikai@city.omura.lg.jp>  
宛先: <asunokai@navs.jp>  
送信日時: 2004年10月8日 11:38

事務連絡  
平成16年10月8日

全国犯罪被害者の会  
代表幹事 岡村 勲 様

長崎県大村市議会事務局  
局長 久井 恒治

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書について

標記の件につきまして、本市議会9月定例会におきまして、下記のとおり同意見書を可決し、関係機関に提出しましたのでお知らせいたします。

なお、本市議会へ陳情されました岡本様(全国犯罪被害者の会会員で、長崎県北松浦郡世知原町在住)へもお知らせいただければ、幸いに存じます。

記

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる保護三法が制定されるなど一定の前進が見られたが、部分的な改善にとどまっている。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあつて、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となっている。

よつて、国におかれては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、被害回復のための法的、経済的、精神的な支援制度を抜本的に拡充するとともに、刑事訴訟手続に参加する制度等について早急に検討するなど、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて全力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月30日

大村市議会

内閣総理大臣  
法務大臣  
総務大臣  
国家公安委員長 殿  
警察庁長官  
衆議院議長  
参議院議長